

第七十八号議案

東京都産業労働局関係手数料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年二月十六日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都産業労働局関係手数料条例の一部を改正する条例

東京都産業労働局関係手数料条例（平成十二年東京都条例第八十八号）の一部を次のように改正する。
別表十二の項中ニをホとし、ハをニとし、ロをハとし、同項イ中

一頭につき 二百四十円	一頭につき 二百四十円
一頭につき 二百四十円	一頭につき 二百四十円

を

一頭につき 九百十円	一頭につき 千四百円
一頭につき 二百四十円	一頭につき 二百四十円

に改め、同項中イをロとし、同項にイとして次のように加える。

イ 家畜伝染病予防法第三条の二第一項の規定に基づく豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に定める知事認定獣医師による豚熱

予防注射に係る豚熱予防液の交付

豚熱予防液の交付手数料

一頭につき
九十円

交付申請のとき。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(提案理由)

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第三条の二第一項の規定に基づく豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部改正を踏まえ、豚熱予防液の交付手数料を設けるほか、手数料の額を改定する必要がある。